

## 学位の種類及び分野の変更等に関する基準改正要綱

### 第一 専門職学科の設置に係る学位の分野の変更に関する基準の適用

大学等の学部・学科の設置については、学位の種類及び分野の変更を伴わないものにあつては文部科学大臣への届出に、それ以外のものにあつては文部科学大臣の認可に係らしめるものとされているところ、当該変更の基準を定める学位の種類及び分野の変更等に関する基準第1条第1項の規定の適用に関し、専門職学科の課程を修了した者に対し授与する学位は、専門職学科以外の学科の課程を修了した者に対し授与する学位と分野が異なるものと取り扱うこととすること。

### 第二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第三 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行すること。